

特定機能病院における「臨床検査科」の設置について

令和8年7月7日

特定機能病院

病院長 各位

一般社団法人 日本臨床検査医学会

理事長 柳原 克紀



平素より我が国の高度医療の推進ならびに医学教育・研究にご尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、2026年4月24日、厚生労働省は「医療法施行規則の一部を改正する省令」を公布し、同規則第6条の4第1項に特定機能病院が有すべき診療科として「臨床検査を行う診療科」を追加しました。これは、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院において、臨床検査が独立した診療機能として極めて重要な役割を担うことが制度上明確に位置付けられたものです。

近年、臨床検査は単なる検体測定にとどまらず、遺伝子検査、病原体迅速診断、質量分析、AI・デジタル技術を活用した検査、精密医療におけるバイオマーカー検査など、診療の根幹を支える高度専門領域へと発展しております。また、感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策、医療安全、災害医療などにおいても、その役割はますます重要となっています。

さらに、特定機能病院には、高度医療の実践のみならず、医師・臨床検査技師・研究者などの教育・研修、臨床研究および新規医療技術の開発を推進する責務があります。その中核として、臨床検査医学を専門とする診療科の存在は不可欠です。

しかしながら、現状では、特定機能病院であっても「臨床検査科」が診療科として設置されていない施設が少なくありません。今般の医療法施行規則の改定は、そういった現状を踏まえて行われたものと解釈されます。

つきましては、日本臨床検査医学会は、全国の特定機能病院に対し、以下の事項について要望いたします。

【要望事項】

1. 医療法施行規則改正の趣旨を踏まえ、「臨床検査科」を正式な診療科として設置すること。
2. 臨床検査科に、臨床検査医学を専門とする医師（臨床検査専門医）を配置し、高度医療、教育、研究および医療安全を推進する体制を整備すること。
3. 臨床検査部門との緊密な連携のもと、病理診断科、感染症診療科、各診療科と協働し、病院全体の検査医療の質向上を図ること。
4. 遺伝子検査、精密医療、AI・医療DX、感染症診断、薬剤耐性対策など、将来の高度医療を見据えた検査体制の整備を推進すること。

日本臨床検査医学会は、臨床検査医学の発展を通じて、国民に安全で質の高い医療を提供することを使命としております。今回の制度改正を契機として、特定機能病院における臨床検査科の整備が全国的に進み、我が国の高度医療、医学教育および臨床研究がさらに発展することを強く期待しております。

臨床検査は高度医療を支える基盤であり、臨床検査科の設置は、特定機能病院に求められる診療・教育・研究機能を実現するための重要な要件であります。

何卒、本要望の趣旨をご理解いただき、ご検討賜りますようお願い申し上げます。